

○函館市温泉供給条例施行規程

昭和43年7月24日

水道局規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、函館市温泉供給条例（昭和43年5月1日函館市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の基準)

第2条 条例第4条第1項前段の許可は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 新たに営業用としての用途で許可を受けようとする場合において、許可を受けようとする供給場所における温泉の供給量に余裕があり、既に布設されている温泉供給本管により許可を受けようとする温泉1日供給量を維持することができるものと認められるとき。
- (2) 営業用としての用途で許可を受けた温泉1日供給量の全部に係る営業の譲渡しがあつた場合において、当該営業を譲り受けた者が、当該営業を譲り渡した者が受けていた許可と同一の用途、供給場所および温泉1日供給量で、引き続き温泉の供給を受けるために許可を受けようとするとき。
- (3) 営業用としての用途で許可を受けた者について相続または合併があつた場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により被相続人が供給を受けていた温泉1日供給量の全部について承継すべき相続人に選定された者。次号において同じ。）または合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人が、当該者が受けていた許可と同一の用途、供給場所および温泉1日供給量で、引き続き温泉の供給を受けるために許可を受けようとするとき。
- (4) 一般家庭用としての用途で許可を受けた者について相続があつた場合において、同居していた相続人が、当該者が受けていた許可と同一の用途、供給場所および温泉1日供給量で、当該者が居住していた建物に自ら居住し、引き続き温泉の供給を受けるために許可を受けようとするとき。
- (5) 営業用の公衆浴場用としての用途で許可を受けた者が当該許可に係る温泉の供給を受けることをやめ、営業用のその他としての用途ならびに当該許可と同一の温泉1日供給量で、引き続き温泉の供給を受けるために許可を受けようとする場合において、許可を受けようとする供給場所における温泉の供給量に余裕があり、既に布設されている温泉供給本管により許可を受けようとする温泉1日供給量を維持することができるものと認

められるとき。

(6) 営業用のその他としての用途で許可を受けた者が当該許可に係る温泉の供給を受けることをやめ、営業用の公衆浴場用としての用途ならびに当該許可と同一の温泉 1 日供給量で、引き続き温泉の供給を受けるために許可を受けようとする場合において、許可を受けようとする供給場所における温泉の供給量に余裕があり、既に布設されている温泉供給本管により許可を受けようとする温泉 1 日供給量を維持することができると認められるとき。

(7) その他温泉の適正な供給を維持するうえで支障がないと管理者が特に認めるとき。

2 条例第 4 条第 1 項後段の温泉 1 日供給量の増量の許可は、営業用としての用途で許可を受けた者が温泉 1 日供給量を増やそうとする場合において、許可を受けた供給場所における温泉の供給量に余裕があり、既に布設されている温泉供給本管により許可を受けようとする温泉 1 日供給量を維持することができると認められるときに行うものとする。

3 条例第 4 条第 1 項後段の供給場所の変更の許可は、許可を受けた供給場所の建物の移転に伴い、許可を受けた温泉 1 日供給量の全部について、移転後も引き続き供給を受けようとする場合において、許可を受けようとする供給場所における温泉の供給量に余裕があり、既に布設されている温泉供給本管により当該許可を受けた温泉 1 日供給量の全部の量を維持することができると認められるときに行うものとする。

(許可書の交付)

第 3 条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、条例第 4 条第 1 項の申請があつた場合において、同項の許可をしたときは、許可書を交付するものとする。

(供給の休止)

第 4 条 条例第 7 条の規定により供給の休止を認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、供給の休止を認める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 温泉の供給場所の建物について建替えまたは増改築の工事をしようとする場合 当該工事に要する期間

(2) 温泉使用者の責めに帰することができない理由により温泉の供給を受けることができなくなつた場合 休止の申出があつた日から当該理由がなくなる日までの期間

(管理人の選定)

第 5 条 温泉使用者が、当該温泉供給装置の設置されている家屋に居住しないとき、または管理者が必要と認めるときは、温泉使用に関する事項を処理させるため、市内に住所を有

する者から管理人を選定し、管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

(申請書等の様式)

第6条 次の表の左欄に掲げる申請書等は、それぞれ同表の右欄に定める様式によるものとする。

(1) 条例第4条第1項本文の規定による申請に要する申請書	第1号様式
(2) 条例第4条第1項ただし書の規定による申請に要する申請書	第2号様式
(3) 第3条の規定による許可書	第3号様式
(4) 条例第4条の2第1項の規定による温泉1日供給量の減量の届出に要する届出書	第4号様式
(5) 条例第4条の2第1項の規定による温泉の供給を受けることをやめる届出に要する届出書	第5号様式
(6) 条例第4条の2第2項の規定による届出に要する届出書	第6号様式
(7) 条例第7条第1項の規定による申請に要する申請書	第7号様式
(8) 条例第7条第2項の規定による届出に要する届出書	第8号様式
(9) 条例第12条の規定による申込み要する申込書	第9号様式
(10) 条例第14条第2項の規定による設計審査の申請に要する申請書	第10号様式
(11) 条例第14条第2項の規定による工事検査の申請に要する申請書	第11号様式
(12) 条例第14条第3項の規定による同意書	第12号様式
(13) 第5条の規定による届出に要する届出書	第13号様式

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和43年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前に、函館市温泉使用条例細則（昭和14年8月21日告示第209号。次項において「旧細則」という。）によりなされた許可、承認その他の手続は、それぞれこの規程によりなされたものとみなす。

(旧細則の廃止)

3 旧細則は廃止する。

附 則 (平成9年3月28日水道局規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日水道局規程第9号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月31日水道局規程第10号)

1 この規程は、平成10年8月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の函館市温泉供給条例施行規程 (以下「改正前の規程」という。)の規定に基づき提出され、または交付した申請書その他の書類は、次項の規定により改正前の規程の規定がなおその効力を有することとされる場合を除き、改正後の函館市温泉供給条例施行規程の相当規定に基づき提出され、または交付した申請書等とみなす。

3 この規程の施行の際現に函館市温泉供給条例の一部を改正する条例 (平成10年函館市条例第27号。以下「改正条例」という。)による改正前の函館市温泉供給条例 (昭和43年函館市条例第14号)第4条の許可を受けている者については、改正前の規程の規定は、この規程の施行の日から30日間 (改正条例附則第3項の規定による届出があったときは、その届出のあった時までの間)は、なおその効力を有する。

附 則 (平成23年4月1日企業局規程第42号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月4日企業局規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づき提出されている申請書、届出書、請求書その他これらに類するもの (以下「申請書等」という。)は、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

温泉供給許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
申請者 氏名 〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕 印  
電話 ( ) —

次のとおり温泉の供給を受けたいので申請します。

供給場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号
用途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用
温泉1日供給量	立方メートル
許可を受けようとする理由	

第2号様式（第6条関係）

温泉供給変更許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地  
申請者 氏名 法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名 印  
電話 (      )      —

次のとおり許可を受けた事項を変更したいので申請します。

温泉の供給の許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
変更しようとする年月日	年 月 日		
変更事項	供給場所	変更前	函館市 町 丁目 (番地) 番 号
		変更後	函館市 町 丁目 (番地) 番 号
	温泉1日供給量	変更前	立方メートル
		変更後	立方メートル
用途	営業用 [公衆浴場用・その他(      )]・一般家庭用		
変更しようとする理由			

第3号様式（第6条関係）

許 可 書 第 号  
年 月 日  
様

函館市公営企業管理者  
企業局長 印

年 月 日付けで申請のあつた については、次のとおり許可  
します。

供 給 場 所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号
用 途	
温泉1日供給量	立方メートル
料 金 の 額	月額 円

第4号様式（第6条関係）

温泉1日供給量減量届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地  
届出者 氏名 法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名  
電話 ( ) -

次のとおり温泉1日供給量を減らすので届け出ます。

温泉の供給の許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
供給場所	函館市 町 丁目	(番地) 番	号
用途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用		
温泉1日供給量	変更前	立方メートル	
	変更後	立方メートル	
減量する年月日	年 月 日		
減量する理由			



第5号様式（第6条関係）

温泉供給廃止届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
届出者 氏名 〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

電話 ( ) —

次のとおり温泉の供給を受けることをやめるので届け出ます。

温泉の供給の許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
供給場所	函館市 町 丁目	(番地) 番	号
用途	営業用〔公衆浴場用・その他( )〕・一般家庭用		
温泉1日供給量	立方メートル		
供給を受けることをやめる年月日	年 月 日		
供給を受けることをやめる理由			

第6号様式（第6条関係）

温泉使用者氏名等変更届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地  
届出者 氏名 法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名 印  
電話 ( ) -

次のとおり変更があつたので届け出ます。

温泉の供給の許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
供給場所	函館市 町 丁目	(番地) 番	号
用途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用		
温泉1日供給量	立方メートル		
変更年月日	年 月 日		
変更事項			
変更内容	変更前		
	変更後		

第7号様式（第6条関係）

温泉使用休止申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕

申請者 氏名 〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

電話 ( ) -

次のとおり温泉の供給を受けることを休止したいので申請します。

温泉の供給の 許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
供給場所	函館市 町 丁目	(番地) 番 号	
用途	営業用〔公衆浴場用・その他( )〕・一般家庭用		
温泉1日供給量	立方メートル		
休止期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
休止する理由			

第8号様式（第6条関係）

温泉使用再開届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕

届出者 氏名 〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

電話 ( ) -

次のとおり温泉の供給を受けることを再開するので届け出ます。

温泉の供給の許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
供給場所	函館市 町 丁目	(番地) 番	号
用途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用		
温泉1日供給量	立方メートル		
承認を受けた休止期間	年 月 日 から	年 月 日	日まで
再開する年月日	年 月 日		
再開する理由			

第9号様式（第6条関係）

温泉供給装置工事申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕

申込者 氏名 〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

電話 ( ) -

次のとおり温泉供給装置の工事をしたいので申し込みます。

温泉供給装置 設置場所	函館市	町	丁目	(番地) 番	号
温泉使用者氏名					
工事の種別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去				
工事の施行理由					
用 途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用				
温泉1日供給量	立方メートル				
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日		

第10号様式（第6条関係）

温泉供給装置工事設計審査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
申請者 氏名 〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕  
電話 ( ) -

次のとおり温泉供給装置の工事の設計審査を受けたいので申請します。

温泉供給装置 設置場所	函館市	町	丁目	(番地) 番 号
温泉使用者氏名				
工事の種別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去			
工事の施行理由				
用 途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用			
温泉1日供給量	立方メートル			
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 材料表
- 2 設計図
- 3 その他管理者が必要と認める書類

第11号様式（第6条関係）

温泉供給装置工事検査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
申請者 氏名 〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕  
電話 ( ) —

次のとおり温泉供給装置の工事検査を受けたいので申請します。

温泉供給装置 設置場所	函館市	町	丁目	(番地) 番	号
温泉使用者氏名					
工事の種別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去				
工事の施行理由					
用 途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用				
温泉1日供給量	立方メートル				
着工年月日	年 月 日	しゅん工年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 材料表
- 2 設計図
- 3 その他管理者が必要と認める書類

第12号様式 (第6条関係)

利害関係人同意書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

申 込 者 (温泉使用者)	住 所			
	氏 名	印	電話	( ) —

同 意 内 容			
1 次の温泉供給装置工事については、申込者に承諾を与えました。			
2 今後の温泉供給装置に関する問題は、一切当方で解決します。			
温泉供給装置 設置場所	函館市	町	丁目 (番地) 番 号
用 途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用		
温泉1日供給量	立方メートル		
利害関係人	住 所	氏 名	印
所有者	土地		
	私道		
家屋所有者			
温泉供給支管 所 有 者			
そ の 他			



第13号様式（第6条関係）

温泉使用者管理人選定届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地

届出者 氏名 法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名

電話 ( ) -

次のとおり管理人を選定したいので届け出ます。

温泉の供給の許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
供給場所	函館市 町 丁目	(番地) 番 号	
用途	営業用 [公衆浴場用・その他( )]・一般家庭用		
温泉1日供給量	立方メートル		
管理人	住所		
	氏名	電話	( ) -
	届出者との関係		
管理人を選定する理由			

- 第1号様式 (第6条関係)
- 第2号様式 (第6条関係)
- 第3号様式 (第6条関係)
- 第4号様式 (第6条関係)
- 第5号様式 (第6条関係)
- 第6号様式 (第6条関係)
- 第7号様式 (第6条関係)
- 第8号様式 (第6条関係)
- 第9号様式 (第6条関係)
- 第10号様式 (第6条関係)
- 第11号様式 (第6条関係)
- 第12号様式 (第6条関係)
- 第13号様式 (第6条関係)